

平成 17 年度第6回総合セキュリティ対策会議
(平成18年3月15日)
発言要旨

【事務局説明】

「ホットライン運用ガイドライン(案)」及び平成17年度報告書(案)「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」について事務局より説明

【検討】

(「ホットライン運用ガイドライン(案)」について)

- 特定の会員サイトのようなアンダーグラウンド的なサイトの扱いについては、運用ガイドラインに盛り込むのか。
- 事務局 その点については、サブグループにおいてもご指摘をいただいたおり実際に運用していくに当たっての検討課題として考えている。
- いわゆる架空請求、不当請求に関する情報については、違法情報の「振り込め詐欺等関連情報」に含まれるのか。
- 事務局 現在のところ、振り込め詐欺等関連情報については、例えば通帳の売買や携帯電話関係といった非常にはっきりしたものと盛り込んでいるところである。
- ホットラインについては、民間の組織であるということを重視すると、利用者の要望を重視して対象を広くする方向での設計が可能となり、国の関与を考えると、人権保障の観点から非常に厳格にやるべきではないかということにもなる。「ホットライン」のガイドライン設計に当たって、本当に迷ったときには、どちらに重点を置くべきかということについて御意見を伺いたい。
- 「ホットライン」から連絡を受けてコンテンツを削除する立場からすれば、厳格な方がよいと思う。
- 違法・有害情報に関する情報提供をデータベースとして、しっかりと残しておき、定期的にしかるべきメンバーに参加いただいた検討を行い、その検討結果をパブリックコメント等を通じて、最終的に固めていくというやり方しかないのではないか。

(平成17年度報告書(案)「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」について)

- 通報者へのフィードバックの必要性というのは十分わかるのだが、件数が多いと相当な負担になるのではないか。
- 通報者が、自分の身元をあまり知らせたくないという場合もあろうかと思うので、

フィードバックについては、基本的には任意という形で考えている。

- まず、「受理」という表現についてであるが、民間では、あまり「受理」という用語は使っておらず、「受け付ける」とした方が適當ではないだろうか。また、「通報」という言葉も、同じ趣旨から「情報提供」とした方が適當である。

また、「産業界等と政府との連携」のところに「産業界等が発展させた情報通信インフラ上での事象」という文言があるが、何となく産業界が悪者みたいに取られるおそれがあるので、削除した方が適當ではないか。

「ホットラインからの削除依頼等については、法的な裏付けがある」という表現については、「根拠に基づくものではないこと」ぐらいの方がよいのではないか。

- 事務局 「産業界等が発展させた」を削除するところについては、記述内容を工夫し、むしろ、産業界の方々が非常にすばらしいものを構築したという雰囲気を出していきたいと思う。

- 「通報」を「情報提供」とすると、人によって受け取り方が違うのではないか。実際に現場で利用者、ユーザーからの通報を受けている企業やボランティア団体からすればどのような感じを受けるのだろうか。

- 「通報」という言葉については、実際に使っており、全く抵抗はない。

- 「情報提供」とすると、国民は相談業務も含んでいると捉えてしまいがちであり、「ホットラインセンター」設置の趣旨からすれば、「通報」の方が適當ではないか。

- 通報する方の気持ちから言うと、情報提供という場合よりも、通報の方が、相手に対して何らかの対応を期待する気持ちが強いのではないか。そういう意味では、本来は違法と有害で分けていくことになるのかもしれないが、一般的には「通報」で通用しているので、「通報」でもいいのではないか。

また、有害情報の範囲についてであるが、④として「その他」を置いているが、「その他」としておくと、何でもかんでも、ここに入れられるようなものとして用意しているといった穿った見方をされるおそれがあるのではないか。

- 事務局 ご指摘を踏まえ、「その他」は削除することとする。

- 今までの議論を踏まえた形で事務局案が策定されており、今ぐらいの意見分布であるとすれば原案どおりの「通報」という言葉でまとめさせていただきたいと思う。

- 「ホットラインからの削除依頼等については」以下の記載についてであるが、今回の「ホットラインセンター」の設立に当たっては、プロバイダ側も自主的な協力をしようと考えているところであるので、「ただし、「ホットラインセンター」設立の趣旨に照らして、適切な取組みを行うことが社会的に期待される」といった文言を付け加えたほうがいいのではないか。

- 有害情報の方にこのような文言を足すことによって、違法情報については、明示されていないにしても削除するのが前提であると解釈してもらえるので、違法情報

の方については、かえってこのような文言を書かないほうが強い印象を与えられるのではないか。

- 全く同感である。
- 「ホットラインセンター」から通報したものが削除されたかということは、「ホットラインセンター」として定期的にチェックを行う予定なのか。
- 通報した結果どうなったかということについては、ルーティン的な作業の中でウォッチすることを考えている。
- 「ホットラインセンター」から通報者へのフィードバックについては、「ホットラインセンター」としてどう対応したかというところまでなのか、それともプロバイダ側の判断内容まで含むのか。

また、キャッシュに残存している情報について、検索エンジンを運営する企業から協力を得るということについてであるが、キャッシュの内容を削除するために、自動のURL削除システムというものがあり、誰でも削除依頼システムを使って削除依頼を行うことができるので、別に検索エンジンの企業の積極的な協力はいるのではないか。

ただ、この場合、本来、橋渡しをする立場である「ホットラインセンター」が削除主体になってしまうこととなる。その点についての議論が必要ではないか。

- 事務局 フィードバックについては、「ホットラインセンター」の体制とも関連するところであり、できる限りプロバイダ等における処理状況も含めていければと思っているが、実際の運営状況等を踏まえて対応していきたいと思う。
- 通報者から、自分が通報した情報がまだ削除されていないといったクレームが来た場合に、このようなシステムがあるといった情報提供はできると思うが、「ホットラインセンター」がそのようなシステムを使って削除する主体にはなり得ないと理解している。
- 制度設計のところに、基本的人権の尊重と社会的要請の実現という2つの価値について一言盛り込み、この活動を行うに当たっては、十分に基本的人権を尊重する必要があるという認識にこの委員会が立っているということを示した方がいいのではないか。